

甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成26年10月20日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	小澤重則君	副委員長	金丸寛君
	金丸幸司君		五味武彦君
	松井豊君		斉藤芳夫君
	内藤久歳君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（2名）

三浦進吾君	保坂芳子君
-------	-------

説明のため出席した者の職氏名

生活環境部長	有泉善人君	福祉健康部長	小林修君
環境課長	小田切聡君	福祉課長	内藤光二君
子育て支援課長	三井敏夫君	環境保全係長	鷹野久君
福祉総務係長	梅原剛君	障がい福祉係長	田中貴則君
児童係長	羽中田和幸君	保育係長	長田裕二君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中村宗和	書記	山岡広司
書記	石原大助		

内容

- 1 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の受付期間延長について
- 2 子ども・子育て新制度移行に伴う保育所・認定こども園の利用者負担について
- 3 甲斐市立竜王南保育園の民設民営に伴う法人募集概要について
- 4 その他

開会 午前11時38分

○委員長（小澤重則君） ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開催します。

○委員長（小澤重則君） 本日の委員会は、各担当より次第にあります事項について説明、報告等を受けたいと思います。

それでは、これより内容に入ります。

（1）臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の受付期間延長について、担当より説明をお願いいたします。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） お疲れさまです。

それでは、1番目の案件でございます、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の受付期間延長についてお願いいたします。

資料の1ページをお願いいたします。

まず、1の県内13市の受付状況でございます。これは臨時福祉給付金についてまとめたものでございます。資料作成時の10月9日時点をお願いいたします。

県下13市の状況でございますが、上野原市を筆頭に、各13市このような受付期間申請率の状況でございます。受付が既に終了している市が左側でございます。そして右側、本市を含めて甲斐市が右側のラインにございますが、甲斐市は7月14日から10月15日、当初受付期間を設定させていただきまして、10月9日時点で83%の申請率でございました。

2の本市の申請状況等について、同じく10月9日現在の状況をご報告させていただきます。

まず、①にございます申請書発送件数です。臨時福祉給付金につきましては9,578件、子育て世帯臨時特例給付金につきましては6,077件、合計で1万5,655件でございました。

②の受付件数でございます。9日時点でございます。臨時福祉給付金につきましては7,723件、子育て世帯については5,705件、合わせて1万3,428件でございました。

このうち除外件数、臨時福祉給付金の場合ですと、課税者とか判別させていただいて除外させていただくケースもございます。あと、死亡等のケースもございます。それらが227件でした。子育て世帯は165件、合わせて392件でございます。

実質の未申請の件数が④でございます、1,628件。さらに、子育て世帯が207件で、合わせて1,835件でございます。

9日時点の申請率は、臨時福祉給付金で83%、子育て世帯は96%です。合計で88%となっております。

給付金の支給実績額、支給済額は、臨時福祉給付金につきましては1億1,713万円、子育て世帯は7,822万円、合わせて1億9,535万円でございます。

これらがだまかですけれども、数字でございます。

③でございます。受付期間の延長について、本年12月26日金曜日まで延長させていただきたいと思っております。

ごらんのように本市では、7月11日金曜日に支給対象となる皆様へ「平成26年度市県民税非課税のお知らせ」または「平成25年度分未申告のおたずね」、「ガイドブック」及び「申請書（氏名等印字済みのもの）」を発送させていただきました。あわせて、市広報誌、市ホームページ、ポスター、新聞、テレビ等により広く周知を行いました。

7月14日月曜日から申請書の受付を郵送、各庁舎、竜王、敷島などの受付窓口にて開始いたしました。

この間、9月5日（金）には未申請の方へ申請案内を再送付させていただきました、3,741通、個別勧奨を実施させていただきました。

当初は、10月15日（水）まで3カ月間の申請期間でございましたが、申請状況を考慮するとともに、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の趣旨を踏まえ、未申請の方に配慮するため、12月26日（金）まで受付期間を延長し、さらなる支給促進と申請率向上を図らせていただきたいというものでございます。これによりまして、受給対象となる皆様には漏れなく申請していただきたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

これは受給期間の延長ということで、特に聞きたいことがありましたら質問を受けます。

どうでしょう。

五味委員。

○委員（五味武彦君） まだ申請していないという主な理由というのはあるのでしょうか。何でこれ、要するに申請しないのかという。すみません。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 私どものほうも、その未申請の方の概要をただいま分析・調査しております。

そのうち、約3分の1強の方が未申告の方がおいでになりました。そういった方々には税務課とも協力をして申告のご案内も差し上げて、まず申告しないと課税、非課税の税情報の鑑定ができませんので、そういった方々が3分の1強いらっしゃったということです。

あとは、ご年配の方、独居の方も長寿推進課とあわせて、訪問活動で呼びかけ等も今後、力を入れてまいりたいと考えています。よろしくをお願いします。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 他の市ではもう終わったということですがけれども、まだ他の市も一応、基本的には3カ月という設定になっているよね。

他の市は今、終わったという報告があったんだけど、本市がもう2カ月延長するというのは、今もっと趣旨に沿ってということなんだけれども、他の市がやらないのに、何で甲斐市だけやるだということになってくると思うんだけど、その辺のところは、13市の中で終わっちゃったところはどこがあったのか、延長するところもあるの。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 1の表にございますように、まず、年明けまで甲府市が1月5日まで設けておまして、富士吉田市さんも9日時点ですと1月5日まで延長したということで資料をつけさせていただいています。既に終わった市のところも、申請があれば受け付けをしているということをうかがっておりますので、実質的には本市のように明白にアナウンスはしていないんですが、延長受け付けは行っているということをうかがっております。厚労省のほうが言っているのは当初3カ月間、いわゆる消費税アップに対する措置でございますので、なるべく早いうちに給付をして図りたいということで3カ月間設けたものですが、ごらんのようにちょっとさらなる支給促進を図りたいということで、延長させていただくということです。よろしくお願いたします。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、ございますか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） すみません、これは締め切った後からその問い合わせが多かったとかということの中で、今回7月14日に郵送したということですが、たまたま申告、あるいは知らなくて、問い合わせが何件くらいあったのかお聞きしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 問い合わせということは、はっきりした数字は把握しておらないんですが、当初、10月15日までの受付期間を設けておりました。それで、10月に入りまして申請状況を確認しまして、既に80%という段階でしたが、なるべく申請の資格のある方には申請をしていただきたいということから延長させていただくということになったものでございます。特段、問い合わせとかはございませんでした。

○委員長（小澤重則君） 三浦議員。

○議員（三浦進吾君） これを見ますと、終わったところで南アルプスなんか60%、あるいは富士吉田も60%、甲斐市は83%ということで、ある程度の申請率が出ている中で、それを思うと、大事なことからですけれども、予算の関係もあろうかと思えます。大体そうしますと、どのくらいの予算を組む、2カ月延長してどのくらい踏んでいるか、もしわかったら教えていただきたいと思えます。

○委員長（小澤重則君） 内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 実質的には、臨時職員さんの人件費の部分が12月26日まで延長させていただくもので、増加になる部分でございます。金額的にはお一人で一月13万ぐらいですので、掛ける2人分ということで想定しております。よろしく申し上げます。

○議員（三浦進吾君） わかりました。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で（1）臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の受付期間延長についてを終了します。

次に、福祉課のその他に入ります。

福祉課より報告がありましたらお願いします。

内藤課長。

○福祉課長（内藤光二君） 2件お願いいたします。

まず1件目は、お手元に新聞のコピーを配付させていただきました、その内容についてでございます。これは10月18日の土曜日に山日新聞に掲載されたものでございまして、この日に各全国紙にも同じ内容で掲載されました。内容は、タイトルにもございますように透析医療費5,297万円過払いと、山梨では健康保険分まで負担して、全国で4億円という記事のタイトルでございます。

内容につきましましては、透析の方が主に受けられる自立支援医療費、いわゆる更生医療と呼ばれているものでございます、この部分につきましまして会計検査院が2012年度、平成24年度分の会計検査を昨年度実施しました結果、該当になった16道府県、また、市町村235自治体が医療機関に合計4億2,000万円過払いになったということが指摘されたものでございます。本来は健康保険の特定疾病制度で負担すべきものが、国庫なり負担に回されていたということが指摘されたものでございます。

山梨県も小菅村、丹波山村を除く25全市町村が対象となりました。丹波山、小菅村は透析の対象となる方がいらっしゃらなかったということで、除外されているものでございます。

このうち、本市の該当部分でございますが、医療費約300万円でございます。そのうち、国庫が2分の1、県が4分の1でございますので、約200万円ほどが対象となるものでございます。

原因でございますが、医療機関に対するこの制度の事務処理が徹底されていなかったということが原因の一つと全国的にも言われております。

今、国のほうでは会計検査院の指摘を受けまして、11月4日に全国の都道府県の担当者会議を開催することになっておりまして、その時点で、この今回の対応が厚生労働省から発表されます。それを受けまして、山梨県でも市町村の担当者会議が開催されて、事務処理、今後の扱いについて指示があらうかと思っておりますので、またその時点で議員さん方にもご報告させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

もう1点は、明日、戦没者慰霊祭、ご案内を差し上げているところでございますが、2時30分開式で、敷島総合文化会館のホールで行われますので、お忙しい中、申しわけございませんが、当日のご出席のほうお願いいたします。なお、服装につきましましては控え目のスーツ、ネクタイは黒で着用をお願いできればと思います。よろしくをお願いいたします。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

傍聴議員は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 傍聴議員の質疑を終了いたします。

次に、福祉課関係で、委員より特にお聞きしたいことがありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） ないようです。

以上で福祉課関係のその他を終了します。

ここで一部職員が退席します。

次に、（２）子ども・子育て新制度移行に伴う保育所・認定こども園の利用者負担についてを行います。

担当より説明をお願いいたします。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） お疲れさまでございます。

それでは、子育て支援課からでございますが、別冊の資料になってございます、子ども・子育て新制度移行に伴う保育所・認定こども園の利用者負担についてご説明を申し上げます。

別冊の資料１ページ目をお開きください。

まず、この利用者負担の説明の前に、子ども・子育て支援新制度の概要につきまして説明いたします。

この制度は来年４月からスタートし、保育園等に支払われます運営費の仕組みや入園の手続などが変更されます。

主な変更点を申し上げますと、まず、１点目でございます給付制度の導入であります。今までの制度では、幼稚園・保育園などに対し、幼稚園保護者に対する就園奨励費、幼稚園施設に対する私学助成、保育所への運営費補助金など、それぞれ個的に公的な財政支援が行われておりましたが、新制度では支援先や支援する所管を一本化し、施設を利用する保護者へ給付するための施設型給付という制度が創設されました。この施設型給付は、本来、直接保護者へ給付するための財政支援ですが、保護者が保育園等を利用した場合に、その保育を提

供するための経費が確実に施設へ給付できますよう、保護者へではなく、直接施設に支払う仕組みとなりました。これは法定代理受託と申します。

給付の流れについて、資料にイメージ図をお示しいたしました。利用者はまず、甲斐市へ保育の必要性の認定申請を行い、甲斐市がこれを認定した後に、利用者は保育園等を利用できるようになります。この甲斐市の認定については、後にご説明をいたしますが、この認定を受けて保育園等を利用することで、利用者は施設型給付を受ける資格を持つこととなります。この給付が確実に利用した施設へ行き渡るよう、保護者ではなく、直接、甲斐市からそれぞれの施設へ給付する仕組みとなります。これが法定代理受託の内容でございます。

2つ目でございます。2つ目は、甲斐市の認定についてであります。先ほどの図で説明申し上げましたとおり、保育園や認定こども園を利用するためには、利用者はまず甲斐市の認定、いわゆる支給認定を受ける必要がございます。この認定を受けることで、利用者は施設型給付を受ける資格を持つとともに保育時間や年齢区分、利用できる施設が定められまして、これらを証明する支給認定証が甲斐市から交付されます。例えば、教育を希望される場合で、お子さんが3歳以上の場合は1号認定、保育を希望し、お子さんが3歳以上の場合は2号認定でありまして、利用先の施設もそれぞれ異なります。

2ページのほうをごらんください。

この1号認定、2号認定、3号認定という名称につきましては、子ども・子育て支援法第19条第1項各号に規定された認定区分をあらわしております。

なお、この給付制度の導入、市の認定の制度が導入されることによりまして、現在運営されている幼稚園については、現行のままの幼稚園として私学助成金を受けるとか、または新制度の適用を受けた幼稚園、あるいは認定こども園に移行して施設型給付を受けるかということを選択できることとなります。もし現行のままの運営される幼稚園、純然たる幼稚園への入園する希望の方は、甲斐市の認定は必要ありませんので、今までどおり直接その幼稚園で手続をしていただくこととなります。

3つ目の変更点につきましては、教育時間・保育時間の区分であります。甲斐市の認定を受けた利用者は教育を受ける時間、保育を受ける時間が区分されます。資料にございまして、1号認定者は現在の幼稚園と同じ時間を利用いたしまして、2号、3号認定者は保育者の働く時間数などに応じまして11時間の保育、または8時間の保育に区分されます。

4つ目でございます。4つ目は、保育料が市民税で算定されるようになることということとあります。新制度からは、国が新たに示した基準表の金額を上限といたしまして、1号、

2号、3号認定の保育料を市が新たに設定することとなります。

これまでの幼稚園は、幼稚園独自で定めた保育料または授業料を支払いました。また、保育園は保護者、親、両親でございますが、所得税支払い額に基づきまして算定いたしました保育料を支払っていただきました。

新制度からは、新制度に移行した幼稚園、施設型給付に移行した幼稚園につきましては、園の定められた保育料から市の定めた基準に変更され、また、保育園、認定こども園は現在、所得税の支払い額で算定している保育料が、市民税の支払い額による算定に変更されることとなります。資料にはそれぞれの認定区分における保育料についてお示ししましたので、参考にしていただきたいと思います。

これらの変更点を踏まえまして、新制度への対応を整えた上で、保育園等の入園受け付けを12月に実施しております。これは11月に入園の手引などを配布いたしまして、12月から受け付けを実施することとしております。それで来年の2月ごろには入園選考作業を終えまして、利用希望者に結果を通知する予定となっております。

最後であります。利用者負担の設定作業の状況についてご報告申し上げます。

3ページ目をごらんください。

繰り返しになりますが、新年度から保育園等を利用する2号、3号認定の保育料につきましては、保護者の所得税をもとに算定していた保育料から市民税で算定した保育料に変更する必要があります。また、1号認定保育料につきましては、新たに市の保育料を創設する必要があります。

2号、3号の保育料につきましては、県内の市の状況を確認したところ、どの市におきましても保育料に対する現在の公費負担額を基準に設定すると確認しております。ただし、市民税によります算定への切りかえに伴いまして保育料の増額者が多く、改定作業が進んでいない状況であります。いずれの市につきましても、今のところ保育料の金額を入園希望者に公表できないまま、入園受け付けを実施するの事を聞いております。

県内各市の状況を踏まえ、甲斐市におきましても、現在の甲斐市の公費負担による軽減を維持しつつ、現在の保育料金額から激変しないよう適切な軽減措置を図るなどして改定作業を進めていきたいと考えております。保育料の公表につきましても、ほかの市の決定額を見きわめた上で、適切な時期に明確な根拠を持った金額を公表したいと考えております。

また、1号認定につきましても、今のところ県内の市で決定したところはございませんが、国が示した基準をもとに進める予定の市が多くあります。

甲斐市では資料でお示ししてございますとおり、国の基準という明確な根拠がありまして利用者への説得力があるということ、1号認定者に対する公費負担は現行の幼稚園のまま残る幼稚園との不公平が生じるというようなこと、また、現在の幼稚園入園者全体の保育料の総額と国の基準で計算いたしました保育料の総額がほぼ同一であること、つまり、公費負担の必要性が薄いこと、また、施設給付という新たな負担が創設されまして、今まで以上に公費負担がふえるというようなこと、これらを理由に原則として資料でお示ししている国基準をもとに設定したいと考えております。

ということで、以上のようなことから各県内の市と同様、受け付け、募集に関しては、保育料等を明示しないで、この原則論だけをお示しいたしまして募集をしたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） この一番最後の国基準の1号認定保育料ですが、かなり、何と申しますか大ざっぱな分類ですが、こんなにあれで実際としてはどうなんでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 大ざっぱと申しますか、この国基準の1号認定の表につきましては、いわゆる全国の今現在の幼稚園の保育料あるいは授業料等を平均しまして、2万5,700円だったと思っておりますが、それを基準にしてございます。この段階がついておりますのは、いわゆる就園奨励費を満額受給した場合に所得によって変わりますので、それが差になっているということに理解しております。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） それで、2号、3号含めて具体的になるのはいつごろ案が出るんでしょう。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 私どもが考えているのは、決定が2月ころになりますので、決定通知と一緒に間違いなくお送りしたいと考えております。

○委員長（小澤重則君） 金丸委員。

○委員（金丸幸司君） すみません。一つちょっとわからないところお聞きしたいんですけども、国の基準が明確な根拠があるというんですけども、国としても査定額というのが、国からの査定額というのは決まっているのでしょうか、幾らか。

〔「授業料の」と呼ぶ者あり〕

○委員（金丸幸司君） 授業料のほうで、国からの。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） お答えが合っているかどうかわかりませんが、まず、国で算定しています2号、3号の保育料につきましては、4人家族でお二人のお子さんということを設定しているようでございます。幼稚園につきましては、先ほど申しましたように全国の幼稚園の授業料、入園料を含めてなんです、合計額を月割りにしまして2万5,700円、それから就園奨励費の分を所得によって引いた額というふうにされております。

○委員長（小澤重則君） 金丸委員。

○委員（金丸幸司君） それなら例えばその入園費とか、あとは施設管理費とかいろいろそういうものが含まれているということですか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 国の算定につきましては、各月の授業料と入園料です。一括で納めるのか年ごとに納めるのか、それは園によって違いますが、それが入っております、そのほかの付加される特別の幼稚園のお絵描きのものとか、制服代とか、それぞれの園によって取っておりますようですが、それは算定はされていないようでございます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 推定というか、今までの保育料と最大で、一番上がる人でどのぐらいというのは大体わかりますか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） まず、今、私どもがやっているのが、いわゆる国の基準の2号、3号の保育料でございますが、国の基準から甲斐市の場合、おおむね32%落としてございます。平均ではございませんけれども、32%ほどの公費がつき込まれているという

ことをございまして、その基準が横並びになればよろしいんですが、先ほど申しましたように控除とか等々の問題がございまして、横並びにはならないということで、単純に今の所得税から市民税に移行する軽減とかそういうものをしなければ、1万5,000円以上、上がる方がいらっしゃると思います。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

なければ、傍聴議員の質疑を。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 今回のこの給付制度の中で施設型給付ということで、これを採用して等々、今までは幼稚園も保育園もですけども、その施設によって、簡単に言えば保育料が高いとかそういうことの差があって、今回こういう形にすればよく明白になるということで考えたか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 具体的に申しますと、甲斐市のお子さんが、まず、幼稚園に通っているお子さんが984名ございます。このうちの合計いたしますと32園にわたっているんですが、ほとんど甲府の園でございます。そのうちの13園が施設型給付に移行するというふうに聞いております。これは見込みでございますが。それで、984人のうちの457人、46%のお子さんがその施設型給付の対象になるということで聞いておりますが、県の平均からいたしますと、先ほど言いました保育料と入園料を大体合計しまして、平均しますと2万3,900円、2万4,000円くらいになろうかと思えます。ですから、平均いたしますと国で試算している2万5,700円より若干少ないのかなというところでありますので、試算的にはそんな形でございます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） 傍聴議員の質疑を終了します。

以上で（2）子ども・子育て新制度移行に伴う保育所・認定こども園の利用者負担についてを終了します。

次に、（3）甲斐市立竜王南保育園の民設民営に伴う法人募集概要についてを行います。

担当より説明をお願いいたします。

三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 引き続きまして、竜王南保育園の民設民営に伴う法人募集

概要について報告いたします。

資料の、今度は委員会のほうの資料になります。3ページをお開きください。

竜王南保育園の耐震化等の整備につきましては、既存保育所の用地が県からお借りしているということなどから、甲斐市南区の再開発区域内に用地を確保いたしまして、民設民営の手法をとることとしておりました。

平成24年11月に保護者役員会、12月に保護者説明会を開催いたしましてご了解をいただき、平成26年度の園児募集に係る保育のしおりに明記し、周知してまいりました。また、本年の10月3日には保護者役員会に出向きまして、再度確認、概要とスケジュールにつきましてお知らせいたしましたところであります。

募集要項等の公表、配布が12月上旬を予定しておりますので、本日は概要のみの説明となりますが、ご理解をお願いいたします。

なお、募集要項等の公表となりましたら、募集要項等を議員さん用のメールボックスにお配りしておきますので、またご参照いただきたいと思います。

それでは、資料に沿って説明いたします。

まず、民営化の手法であります。甲斐市南区の再開発区域内に確保いたしました市有地を貸し付けて行う民間誘導型の民設民営方式であります。

貸付地ではありますが、所在は甲斐市西八幡1473番地1ほか3筆でございまして、2,771.21平米で、資料4ページにございましておりの区画となっております。

3ページにお戻りください。

整備及び開設時期であります。今年度中に建設、運営の法人を募集いたしまして決定し、来年度、平成27年度中の整備を予定いたしまして、平成28年4月の開園を計画しております。

次に、応募資格であります。現在選考中でございます指定管理者応募資格と同様、県内に主たる事務所を置く社会福祉法人の法人格を有する者で、保育園運営実績がある者、またはその能力を有する者と認められる者といたします。これは運営母体の経理、能力面等の安全性を重視したもので、保護者会等からの要望でもございます。

続きまして、用地についてであります。確保いたしました新園の用地を向こう10年間、無償で貸し付けるものといたします。期間満了後につきましては、継続貸し付け等を協議することといたします。

次は、引き継ぎ関係でございます。竜王南保育園の代替施設となりますことから、平成

27年度中から引き継ぎ、共同保育の実施を考えております。

なお、引き継ぎ及び共同保育の実施方法につきましては、事業者の提案を受けたいと考えております。ただし、この経費につきましては事業者の負担となります。

最後に、今後のスケジュールであります。12月上旬に市のホームページ等で法人募集を行い、1月に応募書類の受け付け、2月には1次、2次審査を経て、事業実施予定者を決定いたします。

諸準備の後、来年度7月ごろには工事着工、平成28年1月中には園舎の工事を終える計画であります。この園舎新築工事は、国・県の安心子ども基金を利用いたしました保育所緊急整備事業対象とするため、原則、国2分の1、市4分の1、事業者4分の1の負担割合となります。3月に条例等の整備を行いまして、平成28年度からの開園を目指すものであります。

この施設は、指定管理者制度導入施設と異なりまして私立の保育所となりますことから、管理運営に関する経費につきましては、児童福祉法によります保育所運営費国庫負担金について定められました国の基準支弁額、いわゆる一般の私立の保育所に支払われます運営費と同様となります。したがって、私立の保育所が当該事業を行った場合に得る運営費とその他の事業に係る補助金相当額となります。

ここで、指定管理者制度の導入を予定しております竜王西保育園の現在までの進捗の状況をご報告いたします。

募集要項等に基づきまして9月1日から9月30日まで募集をいたしまして、応募が1法人からございました。書類審査であります1次審査を終え、10月17日に2次審査を終えたところでありまして、この27日に最終審査となります。候補者が決まりましたらお知らせいたしますので、これもまたご承知おきいただきたいと思います。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

質疑はございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今、応募は1社と言ったんだけど、その1社からほかに応募がないということは、もうその2次審査に行って、それはもう決定するという流れということ、その辺はどうか、判断は。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 常任委員会でもちょっとお話ししたのですが、保育園の初めての導入ということで、非常に保育の向上を目指したいという考えがございます。でありまして、通常50点、あるいは55点とかという合格の点数があるんですが、その点数を上げまして60点以上の合格ということで、1社でありましてこの合格点が取れない場合につきましては失格とするということで、厳しい審査となっておりますのでご了解いただきたいと思えます。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 50点以上、また60点以上とか、何点なの。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 2次審査で各委員さんに点数づけをしていただきましたが、その発表が27日でございます、まだ点数のほうはわかっておりません。

○委員（内藤久歳君） わかりました。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございますか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 前に聞いたかもしれない、忘れてしまったのもう一回確認させていただきたいんですが、用地のことですけれども、10年間は無償であると、その後は再協議すると。例えばそのまま無償でいくのか、有償の場合はどういう条件があるか、この辺をちょっと考え方をお聞かせいただけますか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 基本的に無償といたしましたのは、先ほどもちょっと説明しましたが、保育園の運営費、指定管理等、公立で行う場合につきましては満額、西保育園はおおむね1億円ほど考えておるんですが、くらいかかるということで、1億というのを一つにしますと、運営費で私立に支払うといたしますと市の持ち出しは2,500万、4分の1で済むということでございます。その辺のメリットがございますので、基本的には、10年間運営が何事もなくされたとすれば継続でまた無償で貸し付けをすると、いわゆる民間誘導型の手法でございますので、そのように考えております。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） 何事もなければというのは、その何事というのは何か、具体的にあるんですか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 想定はしてございませんが、今現在がそうなんです、子ども・子育て支援法のように大きくその保育園の運営自体の基本的なものが変わることがございます。それで、例えばその誘致した保育園が園を閉じたいとかということが出るやもしれませんので、その辺を考えたものでございます。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この場合、今の借地の問題だけれども、駐車場も当然あるよね。駐車場も含めた中での無償貸与ということ。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 今想定していますのは、この資料にございます四方を道路に囲まれた保育園用地でございまして、基本的にはこの中で駐車場等も確保していただきたいと考えておりますが、その他の空き地といいますか、それがまだ普通財産になってございませぬので、それは所管の建設課のほうで考えていただけると思うんですが、それを貸す場合については、市の定められた使用料のほうを払っていただくような格好になるかと思えます。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、基本的にはその園と、まだそういうところがまだどの程度あれするかと確定していなくて、そのほかに今度は事業者が入る場合にはそういった制度、基準に基づいて賃貸の使用料をいただくということですか。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） はい、おっしゃるとおりでございます。ここの絵にあります、この保育園用地につきましては無償でお貸ししたいということでもあります。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 無償で貸す用地の面積等、今の時価にしてどれくらいのものなのか。

○委員長（小澤重則君） 面積書いてあるよ。

○委員（松井 豊君） はい。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） ちょっとあれですけども、この所在地を見ると、1473番の1ほかとあるんですけども、ここの地番は何筆ぐらいあるのか。もし、何筆あって、それがまた余り多いのであれば合筆とかいう考えはあるかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） 筆数は1473番地の1ほか3筆でございます。合筆等は今のところは考えてございません。

○委員長（小澤重則君） 三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 何か合筆しないほうがいいのか、あるいは筆が余りあるよりはきれいになるのではないか、その辺はそういう考えはないか、ちょっとお伺いします。

○委員長（小澤重則君） 三井課長。

○子育て支援課長（三井敏夫君） ただいま持っています所管課であります建設課とまた協議させていただいて、費用がかからない範囲で行っていきたいと思います。よろしくお願います。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で（3）甲斐市立竜王南保育園の民設民営に伴う法人募集概要についてを終了します。

次に、子育て支援課のその他に入ります。

子育て支援課より報告がありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（小澤重則君） ないですね。

次に、子育て支援課関係で委員より特に聞きたいことがありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） ないようです。

以上で子育て支援課関係のその他を終了します。

次に、（4）その他を行います。

環境課より報告がありますので、説明をお願いいたします。

小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 先ほどは意見交換会、大変ご苦労さまでした。

それでは、環境課のほうから先ほどの意見交換会のほうにちょっと話題が出ましたが、菖蒲沢地区のメガソーラーについてということで報告をさせていただきます。

お手元のほうに資料がございます。資料のほうを見ていただきたいと思います。

去る10月14日に、山梨県のほうに第3工区の業種より環境アセスが必要であるかどうかの判定をしてくださいとの届け出がありました。これにつきましては、資料のほう右側、赤い点線であります3工区ということで、事業名はGSJエナジー（株）、それからリビエラコーポレーションの合弁会社でございます。面積につきましては29ヘクタール、出力につきましては1万2,000キロワット、パネル設置面積は15.3ヘクタールということで、アセスの判定に対する届け出が出ました。

同日、県のほうから市長宛てに意見照会が来ましたので、今後はその内容に基づき、中身を確認した上で、まず10月22日に甲斐市のほうの庁内会議であります土地利用対策検討会議等を開催し、それから先ほども意見交換会に出席していただきました環境審議会等を開催した中で、意見集約をして行いたいと思っております。その意見につきましては、当然うちのほうとして今考えているのは、アセスを必要であるということで意見を持って行く予定でおります。

最終的には、山梨県のほうが受け取って60日以内ということで、12月13日までに山梨県としてはアセスを必要かどうかの判定をする状況になっております。

以上でございます。

○委員長（小澤重則君） 説明が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これは一応、市としては今の説明だと、アセスが必要であるという考えを示して、それに基づいて県が60日以内にその回答を出すという、そういうふうにして、もし、では県がそれは必要ではないという判断がされる可能性もあるということだ。そういうことなんでしょう。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） ですから、この環境アセスの技術審査委員会という委員会がご

ざいまして、その中でこれは当然論議される問題なんです。その中で、甲斐市の意見はこうですという中の話は出てきます。ということで、最終的に県のほうの技術審議会というものが、表のほうにも載せてありますが、11月14日金曜日ぐらいまでには方針が決定されるのではないかと考えておりますので、遅くともうちは13日が締め切り期限になっていますが、早い段階で意見等を申しした中で、またそんな形で協議していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それで、例えばこちらが思うようなその中身について、その結果の異議を技術評価委員会、それに対して異議を申し立てるようなそういう制度というのはあるの。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 今、現段階ではございません。ただし、環境アセスを判定がありなしが終わった後に、また今度は林地開発という、木を伐採しますよという今度は申請がまた第2弾、第3弾がありますので、またそちらの方でも意見が言えるということが出てきます。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これについては、先ほどの委員会の中でも非常に関心があることなので、慎重に進めていただきながら、また、もろもろの情報を早目に公開していただいて、市としての取り組みをよくわかるようにやってもらいたいと思いますので、よろしく願います。要望で結構です。

以上です。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） この技術審議会、あるいは環境影響評価等技術審議会、メンバーはどういう方ですか。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 各、例えば植物学では植物学の大学の先生、それから動物であったら動物系の学校の先生、それから河川については河川関係の方というような形の専門家が技術審議会のほうを構成しております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） その方々は当然、いわゆる書類ばかりじゃなくて、現地の調査とか周りのもろもろの状況とかは熟知されているということですね。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 一応14日に申請のほうは出されましたが、17日にもう既に1回目の会議が開催されました。それで、17日は現地調査ということで、一応この周辺を各方面から視察をしております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） これを見て私、初めてこのアセスの話が3工区で出てきたわけなんだけれども、いわゆる今まで1工区、2工区に関しては、先ほどの対話集会の中にもあったけれども、アセスが必要ないという判断だったというふうに、だから今まではっきり細かな説明がなかったというふうに思っているんですけども、そういうふうで間違いはないですか。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 実際、この審議会のほうでも1工区、2工区に対しては相当評価のほうも分かれていました。というのは、当然これだけのものをやるんだからアセスが必要ではないかと委員さん、それから、いやいや事業所が違うから必要じゃないよというような委員さんも、いろいろの方がいました。その中で、一応こういった前提条件を出した上で、じゃ1工区、2工区はしましうねというのが山梨県の当時のアセスの回答でございました。

ただ、なかなかもう1回目の会が開いた中で、こうやってくると1工区、2工区、3工区、4工区、どんどん来るじゃないかということを委員さんのほうもそれなりに思っているようですから、今後はまた状況を見ながら、どんな形になるのか見定めたいと思っております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） しつこくて悪いね。

環境影響評価の項目の中に1、2、3、4といろいろ細かく書いてあるんだけど、例えばいわゆる災害対策みたいなものは、この項目の中ではどの項目に該当しそうですか。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 一応、裏面のほうに環境影響評価の概要をまとめさせていただいてありますが、その中で四角の3番ということで評価項目というのがございます。その中

の1番目、環境の自然的構成要素の良好なところになる中で、⑤以降、振動、それから水質汚濁、⑦、⑧地盤沈下です、それから土壌汚染、それから⑩の地形及び地質ということら辺が災害関連に絡んでくる場所でございます。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 下の下流の地元でも一番心配しているのが、やっぱり土石流的なものなんですよ。それに対する専門家というのはちゃんといるんですか。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 一応、メンバーの中には地質学の教授の方も入っております。そういう意味で、総体的にその辺は判断してくれるものだと確信しております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 何か県のほうにちょっと聞いたのは、割とスムーズにいっちゃっているみたいな話もあります。

それはともかくとして、例のお蚕さんの産業試験場の跡地への設置から始まって、そこに集中してきていますよね。そういう関係で、ちょっと我々も十分流れを掌握していないのですが、あれの始まったときから、どんなふうな経過で申請が提出されてオーケーされたとか、どんな条件がついたとかつかかなかったとか、それから面積その他です、それから今のやっている最中のところがありますけれども、その着工状況などもわかったらちょっと、メモ的なもので構いませんので、僕らもちょっと頭が混乱しているんで、今の60日の締め切りも含めて時系列で整理してもらえませんか。要望をお願いします。

○委員長（小澤重則君） 要望というか、答弁求めないでいいということ。要望でいい。

○委員（松井 豊君） 要望で。

○委員長（小澤重則君） 出せるか出せないか聞いたほうがいいよ。

有泉部長。

○生活環境部長（有泉善人君） 確認の意味でお話をさせてもらいますけれども、菖蒲沢の墓地計画があった部分も含めて、今回ここにあります1、2工区、3工区……

〔「団子の墓地計画は」と呼ぶ者あり〕

○生活環境部長（有泉善人君） いや、団子の墓地計画はあれでしょう。

〔「菖蒲沢の墓地計画は違う」「菖蒲沢ではない」と呼ぶ者あり〕

○生活環境部長（有泉善人君） 団子か。団子の墓地計画、火葬場の上のところですね、そこも含めて、いつ申請があって、いつ工事着工されて、今どういう状況かと。例えば1、2工区については県のアセスの申請がいつ出て、その結論がいつ出てというふうなスケジュールといたしますか、今までの経緯をですね。よろしいですね、その形で。はい、わかりました。

それともう一つ、これは私たちの立場でお話をさせていただきますと、1、2工区の際にも県のほうから意見を求められまして、市としてはアセスは必要だということで県のほうには出してあります。

ただ、今言われたように、それぞれの専門家の方々が見る中で、半分近くは県外の大学の教授の方々です。そういう方々がやはり斉藤議員も言われたように、現場の地形、現場の昔からの状況というものを十分、私は把握していない部分もあるかなというふうに思います。ですから今回につきましては、確かに災害対策、河川改修をしてくださいとか砂防ダムをつくって、堰堤をつくって、護岸をやってください、そういうものを出しても、業者の方々はそれはクリアできますという回答をその場でされてしまうと、審議委員さん方はその部分は何とかなるなという判断をされてしまいます。

ですから、甲斐市として今回出すに当たっては、前回そんなふうな河川改修、安全対策部分での意見という部分が強かったわけですから、今回はそれにプラスして、やはりこういうエリアの地形として、例えば甲斐市の水利の問題、地下水として利用している部分、それから農業用水として利用している部分だとか、自然というものを残さないで困るんですよという部分を少し織り込んで、強調して甲斐市の意見としては出したいなというふうに考えておりますので、また、その結果等が出てきたときには、議員さん方のほうにもその都度お話をしたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

〔「委員長、もう1点いいですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） この2工区の部分のところには葦崎がまじっているんだけど、葦崎はどんなふうな見解があったですか。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 2工区は地図上見ますと、確かに葦崎も含まれているところなんですけれども、実際そのちょうど点線が尾根になります。尾根から南側のほうに向かってパネルを敷くということで、ほぼ葦崎のほうには影響がないような設計になっております。葦崎のほうについては、一応景観条例、それから当該いろいろ規制がございますので、それ

に準じていくところなんですけれども、まだ2工区については今後の状況が何も変化がございませんので、ちょっとまだわからない状況です。

以上です。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） すみません、この第3工区の所有者というのは、やっぱり第1、第2と同じ所有者なんですか。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 一部には同じ方もいますが、ここの沢周辺に細かくたくさんの方がいますので、ちょっと1工区とは状況が違うのかなと。1工区については1名、2名ぐらいで済むんですけれども、3工区については、それなりの地権者の方が数多く出てくると思っております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） いずれその計画が決定された段階で、その所有者と賃貸契約というんですか、土地を売るのかわからないですけれども、そういう契約をその何人もの方と結ぶという格好でいいんですか。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 一応ここまでは環境のアセスをするかどうかという判定で、それ以降、先ほどちょっと申したように林地開発ということで、今度は農林の担当の方のほうに申請が回ってくるようになっていけば、そのときに今度は申請者の一覧表とかが出てくる状況になっております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 2工区のところに遺跡があるんですけども、この扱いというのは、この部分はパネルは張らないということ。その辺はどうなっている。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 確かに遺跡の関係もございますので、ここを外すというような話も聞いておりますし、一応2工区については、オオタカのほうが確認されているような状況もありますので、今後ちょっとそこら辺は予断を許さない状況というよりも、できるかど

うかがいが難しいような状況になってくるかと思います。

以上です。

○委員長（小澤重則君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この環境の問題だけれども、ここは遺跡ということになると、また違う観点がありますよね。その点について、やっぱり市もどうに考えているかわからないけれども、その辺もその要望等の中に、こっちのこれは教育委員会の関係になるよね、その辺との協議の中で、どんな重要な遺跡なのかというその辺も一つの判断するべき問題だと思うんで、その辺もちょっと総体的な中に入れておいてもらって進めてもらいたいというふうに思います。その辺を。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） ただ、2工区についてはもう既にアセスが不要となっておりますので、次に来るのは林地開発というところで、その文言が出てくるのではないかと思っていますし、一応、教育委員会のほうにも聞きましたが、この遺跡についてはとても重要だということで、ここについてはパネルは設置できない旨を業者のほうには言っておりますので、何らかの形でここは外してくるのではないかと思っております。

以上です。

○委員（内藤久歳君） はい、わかりました。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（小澤重則君） なければ、委員の質疑を終了します。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） この図面で見ると、3工区はこれは坊沢川に流れるわけですね。大変懸念しているのは、あそこの下流にはつくし野という団地がございまして、この前、塩崎駅も竣工式があったんですけれども、塩崎駅に影響が出る3工区です。これ尾根を見ますと、この坊沢川に雨水あるいはそういうものが流れるというように思われますけれども、それでよろしいかなと思うんですけれども、それに対して環境アセスメントが私どもは必要だと思いますし、このままもし進んでいったら災害が起きます。これは大変な災害になろうかと思っています。その辺に思ったときには、やっぱりどうしても環境アセスメントが必要だと思いま

すけれども、その辺を強く、強くというか、環境アセスメントが必要だと。この前、県のほうでも何か環境アセスメントが要るからということで話が出たようなお話があるんですけども、市としてはどんなふうに聞いていますか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 三浦議員のおっしゃるとおり、私どもも住民の生命・財産を守るということを第一主義に考えております。それからまた、とうとい自然環境を後世に残すという使命も帯びています。当然、ですからアセスのほうは必要であると、そこを強く1項を加えた中で、意見書のほうは提出させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） この計画予定地の図面をどの段階で地域の方、あるいは説明会など行う計画があるのか。その辺に関しては市のほうとしては向こうから、業者側から出てくるまで待っているのか、その辺はどんなふうなお考えかちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） まず、アセスをするかどうかにかかっている、その判定によって今後、地権者の話になるかと思っておりますので、それにつきましては順次、事業体と協議をしながらと考えております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） ほかにございますか。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） この第3工区は通らないほうが良いなと思っているんですけども、この技術審議会、1回目は終わってしまったですね、2回目になるんですが、傍聴ができるならしたいんですが、どうなんでしょうか。

○委員長（小澤重則君） 小田切課長。

○環境課長（小田切 聡君） 傍聴は可能でございます。ということで、私のほうも当日、傍聴のほうはしてまいりましたので、よろしかったら一緒に傍聴していただければありがたいと思います。ただ、ホームページ等をちょっと見ないと、日時はあるんですが会議室までがわかりませんので、その辺はホームページ等を見ていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○委員長（小澤重則君） よろしいですか。

ほかにございませんね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） それでは、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で環境課のその他を終了します。

次に、環境課関係で、委員より特に聞きたいことがありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 以上で環境課関係、その他を終了します。

次に、その他で委員の皆様からありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） 次に、事務局からありましたらお願いします。

〔「ございません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小澤重則君） ないようでございますので、以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして厚生環境常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時45分